

入札公告

次のとおり入札後資格確認型一般競争入札（持参方式）に付します。

令和 3年10月19日

名古屋市長 河 村 たかし

1 入札に付する事項

(1) 件名

瑞穂区役所におけるマップ広告掲出事業

(2) 施設の名称

名古屋市瑞穂区役所

(3) 施設の所在地

名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地

(4) 掲出場所

入札案内書による。

(5) 掲出期間

令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日まで

令和 5年 4月 1日から 4年を限度（最大令和 9年 3月31日まで）に、1年を単位として契約の更新を申請できる。

(6) 入札方法

持参入札とする。

入札は単価（月額広告料）で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に 1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、見積もった金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項の規定に該当しない者であること。

- (2) 地方自治法施行令第167条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当する事実があった後 3 年を経過しない者（当該事実と同一の事由により名古屋市指名停止要綱（15財用第 5 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けている者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定後、新たに名古屋市競争入札参加資格審査申請を行い、認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）又は商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）によって設立された事業協同組合等においては、当該組合員が入札に参加しようとする者（官公需適格組合証明基準に適合しているとして中小企業庁の証明を受けた組合であって、特別の理由があり適当と認める場合を除く。）でないこと。
- (6) 入札公告の日から落札決定までの間に指名停止の期間がない者であること。
- (7) 入札公告の日から落札決定までの間に、名古屋市が行う契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する合意書（平成20年 1月28日付け名古屋市長等・愛知県警察本部長締結）及び名古屋市が行う公有財産の売払い及び貸付の契約等からの暴力団関係事業者の排除に関する取扱要綱（平成20年2月15日付け19財管第253号）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 名古屋市広告掲載基準第 2に該当する業種又は事業者でないこと。
- (9) 広告掲出にかかる業務について、平成28年 4月以降に官公庁への履行実績があると認められる者であること。

3 入札手続等

- (1) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒467-8531 名古屋市瑞穂区瑞穂通 3 丁目 3 2 番地

名古屋市瑞穂区役所区政部企画経理室

電話 052-852-9243 ファクシミリ 052-851-3317

電子メール a8529241@mizuho.city.nagoya.lg.jp

(2) 入札案内書の入手方法

名古屋市公式ウェブサイト（事業向け情報＞募集情報＞広告事業の募集）からダウンロードする。

アドレス <https://www.city.nagoya.jp/mizuho/page/0000145972.html>

(3) 入札に関する質問及び回答

ア 質問方法

質問書（様式任意）を、(1) に示した場所へ電子メール又はファクシミリにて送信すること。

イ 受付期間

本公告の日から令和 3年10月25日（月）午後 5時15分まで

ウ 質問の回答

質問者には個別に回答を行うほか、全ての質問への回答をまとめた回答書を、令和 3年11月2日（火）までに、名古屋市公式ウェブサイトでご覧に供する。

なお、回答には、あわせて仕様の補足等が示されることもあるので、入札の前に必ず確認すること。

(4) 入札書の提出日時及び提出場所

ア 提出日時 令和 3年11月5日（金） 午前11時

イ 提出場所 名古屋市瑞穂区瑞穂通3丁目32番地
名古屋市瑞穂区役所 5階 501会議室

(5) 入札回数

3回までとする。

4 その他

(1) 予定価格を総額で定めるか又は単価で定めるかの区分

1か月当たりの単価（月額広告料）

(2) 入札保証金に関する事項

免除とする。

(3) 契約保証金に関する事項

契約締結日までに契約保証金として広告料（年額）の100分の10に相当する額を納付しなければならないものとする。

ただし、名古屋市契約規則（昭和39年名古屋市規則第17号）第31条の規定により契約保証金を免除することがある。

(4) 契約書の作成の要否

要

(5) 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格を有しない者のした入札、競争入札参加資格確認申請書に虚偽の記載をした者の入札及び入札の条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 落札者の決定方法

最低価格（最低月額広告料）以上で有効な入札を行った者のうち、最も高い価格（月額）を提示した者（以下「落札候補者」という。）から順に資格審査を行った上で、後日落札決定する。

(7) 競争入札参加資格確認申請書等の提出方法、提出期間

落札候補者は、競争入札参加資格確認申請書を落札候補者となったことを知り得た日の翌日から起算して 2日（名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除く。）以内に、持参により 3（1）に示した場所へ提出すること。

(8) 調達手続の延期又は中止等に関する事項

談合情報が寄せられた場合は、入札を中止することがある。

(9) 本公告に定めのない事項

契約締結期限及び貸付料の納付方法その他本公告に定めのない事項については、入札説明書に記載するものとする。